

東京 2020 教育プログラム(学校編)
マーク等取扱い基準(Ver.1)

2016 年 9 月

公益財団法人
東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

I. はじめに

- 本基準は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」といいます。）が管理するオリンピック・パラリンピックに関する知的財産のうち、組織委員会が認証した学校の教育事業（以下、「認証事業」といいます。）に使用することを認めた「東京 2020 教育プログラム」のロゴマーク（以下、「マーク」といいます。）及び、東京 2020 教育プログラムに係る名称（以下、「名称」といいます。）の使用に関する取扱い基準の概要を説明するものです。
- マーク及び名称（以下、総称して「マーク等」といいます。）は、日本国内では商標法、不正競争防止法又は著作権法等により保護されています。
- マーク等は、認証事業以外に使用することはできません。事業の認証を希望される方は、組織委員会の定める「東京 2020 教育プログラム ガイドライン（学校編）」（以下、「ガイドライン」といいます。）に基づき、事業を申請し、組織委員会の認証を得て、使用していただきますようお願い申し上げます。

II. 使用可能なマーク等について

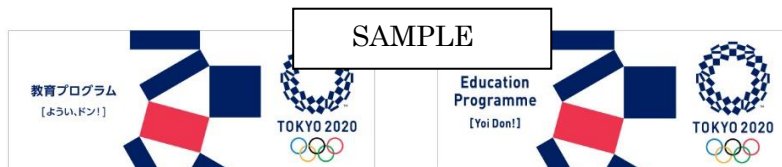
1. マーク

- 認証事業を受けたアクションに対して、後述する使用方法で以下の東京 2020 公認マークを使用することができます。
- 東京 2020 公認マークは、原則、デュアルエンブレムが入ったマークを使用して頂きます。特段の事情がある場合には、オリンピックエンブレム又はパラリンピックエンブレムどちらか一方のみが入ったマークを使用して頂くことも可能です。また、名称は、日本語表記、英語表記のいずれかを使用者が選択できます。

<東京 2020 公認マーク（デュアルエンブレム）>



<東京 2020 公認マーク（オリンピックエンブレム）>



<東京 2020 公認マーク（パラリンピックエンブレム）>



2. 名称

- ・日本語：東京 2020 オリンピック・パラリンピック教育実施校
（英語：Tokyo2020 Olympic and Paralympic Education School）
愛称 日本語：「ようい、ドン！スクール」
（英語：“Yoi, Don! School”, “You・I・Don! School”）

III. 認証対象となる事業

- ・オリンピックの3つの価値（卓越、友情、敬意/尊重）、パラリンピックの4つの価値（勇気、決断、平等、鼓舞）、東京 2020 大会ビジョン（全員が自己ベスト、多様性と調和、未来への継承）、及びアクション&レガシープラン 2016 に記載のレガシーコンセプトと合致し、東京 2020 大会機運醸成やレガシーの創出に資すると認められる事業が認証対象となりますが、詳細は組織委員会の定めるガイドラインをご参照ください。

（抜粋）「アクション&レガシープラン 2016」

■残すべき3つのレガシー

レガシー①：オリンピック・パラリンピックやスポーツの価値の理解

- ・チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールの尊重やフェアプレーの精神など、様々な価値を学び、将来に向けて自信と勇気を持った人材が育っている

レガシー②：多様性に関する理解

- ・障がい者等への理解を通じ、共生社会の実現を担う人材が育っている
- ・海外の文化や社会に関する理解を通じて、日本人としての自覚と誇りを持ち、社会で活躍する人材が育っている

レガシー③：主体的・積極的な参画

- ・東京 2020 大会までの活躍の経験を通じて、将来の国際社会や地域社会での活動に、主体的、積極的に参画できる人材が育っている

IV. 使用が認められる組織

- 認証事業について、マーク等の使用が認められる組織は、以下となります。
 1. 組織委員会に対して事業の申請を行い認証を受けた教育委員会、都道府県私立学校所管部署
 2. 1.の教育委員会又は都道府県私立学校所管部署を通じて事業の申請を行い、組織委員会による認証を受けた公立又は私立学校
 3. 組織委員会に対して直接、事業の申請を行い認証を受けた国立学校
- マーク等の使用にあたっては、事前に、組織委員会に対し、組織委員会が指定する窓口を通じてマーク等の使用等に関する確認書を提出する必要があります。なお、確認書の署名者は、公立学校、私立学校、国立学校の区別に応じて、以下のとおりです。詳細は、「東京 2020 教育プログラム ガイドライン（学校編）」をご確認ください。
 1. 公立学校：学校の設置者である地方公共団体の長もしくは管轄教育委員会の長
 2. 私立学校：当該私立学校法人の代表者
 3. 国立学校：当該国立学校法人の代表者

V. 使用承認

- 「教育現場のみに限られる使用」（後述 X 参照）であるかを問わず、マーク等の使用を希望する場合には、常に組織委員会による事業の認証及び確認書の提出が必要です。また、以下の事項への同意が必要となります。
 1. マーク等の使用後は、必ず「東京 2020 教育プログラム ガイドライン（学校編）」に従って、所定の書式による実績報告書を組織委員会の指定する窓口へ提出しなければなりません。
 2. マーク等の使用に際しては、組織委員会が指定した条件、その他の指示を遵守しなければなりません。
- 対外的に発信する媒体にマーク等の使用を希望する場合には、上記に加えて、以下の事項を遵守することが必要となります。

組織委員会が指定する窓口に対して、所定の書式に従って、マーク等の付与が必要な時期から遡って 2 週間前までに、マーク等の使用を申請し、組織委員会の電子メールを含む書面（以下「書面」といいます。）による承認を得なければなりません。
- マーク等の使用が「教育現場のみに限られる使用」（後述 X 参照）である場合には、個別にマーク等の使用申請を提出いただくことは不要です。ただし、上述のとおり、「教育現場のみに限られる使用」（後述 X 参照）であるかを問わず、マーク等の使用を希望する場合には、常に組織委員会による事業の認証及び確認書の提出が必要となるのでご注意ください。

VI. マーク等の使用に関する基本原則

・「教育現場のみに限られる使用」（後述 X 参照）であるかを問わず、マーク等を使用する場合には、常に以下の基本原則を遵守する必要があります。

1. 認証事業の告知・実施・報告活動にのみ使用すること。
2. 学校組織としてのマーク、名称として誤解されるような使用方法でないこと（例えば、学校の紹介等を掲載する一般的なホームページ又はパンフレット等での利用や学校のロゴとの一体的な使用など）。
3. 認証事業が、オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会の一部として実施されるような表現をしないこと。また、組織委員会が実施しているものと誤認されるような使用方法でないこと。
4. 承認を得たマーク等の使用と異なる目的や態様で使用したり、マーク等を修正又は改変しないこと。
5. 学校の生徒募集や寄付金募集を主な目的として、マーク等を使用しないこと。
6. 営利団体（オリンピック・パラリンピックのスポンサー企業を除く）の広告に繋がる使用方法でないこと。

VII. 使用にあたっての主な注意事項

・「教育現場のみに限られる使用」（後述 X 参照）であるかを問わず、マーク等を使用する場合には、常に以下の基本原則を遵守する必要があります。

1. マーク等を自己若しくは第三者の商品・サービス等を宣伝したり、認証事業に関連して寄付金を募るなどの資金調達を目的に使用することや、営利目的に使用することは認められません。
2. マーク等の使用対象は認証事業のみに限られます。その為、同一団体の事業であっても、生徒募集や学校紹介等、認証事業と関係のない活動にマーク等を使用することはできません。
3. マーク等の使用にあたっては、サイズ、配置、フォント、色調等について、東京2020公認マークガイドラインを遵守する必要があります。

VIII. マーク等の使用例

・認証事業に関する下記の品目が教育現場に限られることなく対外的に発信される場合、その品目へのマーク使用に際しては、組織委員会の書面による事前の承認が必要となります。また、本基準で示した品目以外を製作し対外的に発信したい場合は、都度、申請をいた

いた上で組織委員会にて個別に可否を判断します。

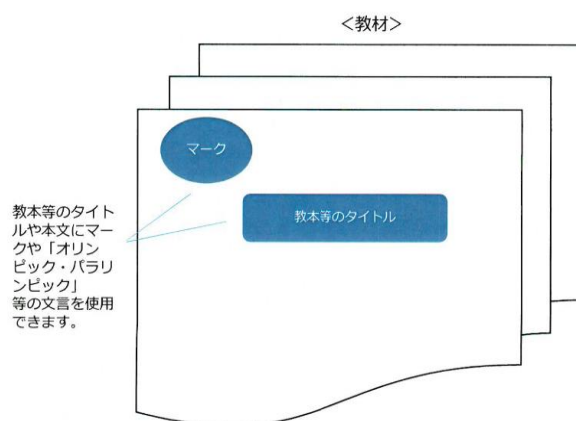
なお、「教育現場のみに限られる使用」（後述X参照）については、個別のマーク等の使用申請は不要ですが、本取扱基準を含む各種ガイドラインを遵守する必要があります

（マーク等を使用し対外的に発信可能な品目）

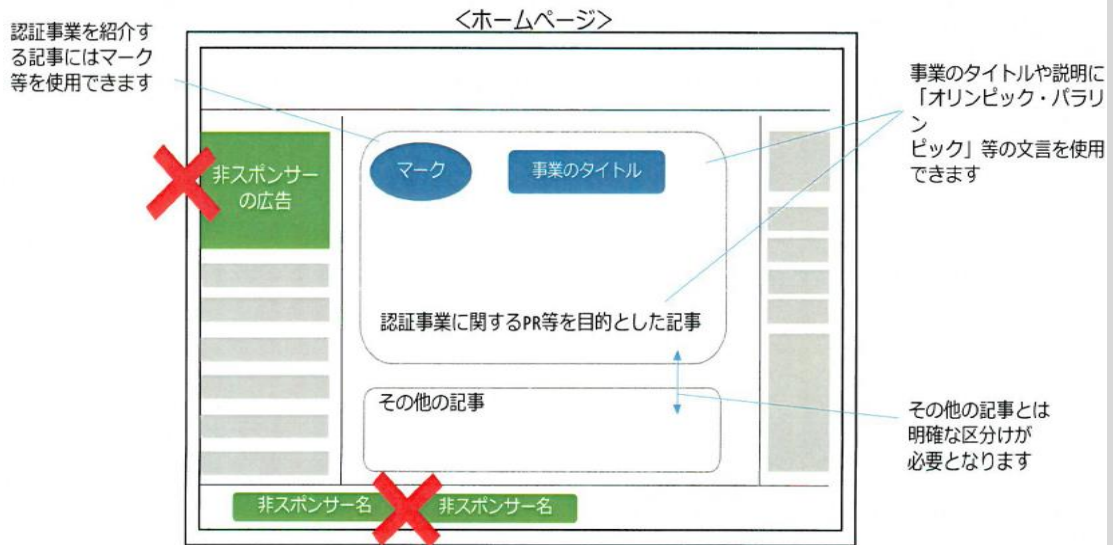
認証事業に使用される教材、学校のホームページ（認証事業に関する紹介部分に限る）、学校案内冊子（認証事業に関する紹介部分に限る）、認証事業に関するポスター等

ー教材

認証事業に使用されるオリンピック・パラリンピック教材について、教本や映像資料等に、マーク等を使用することができます。

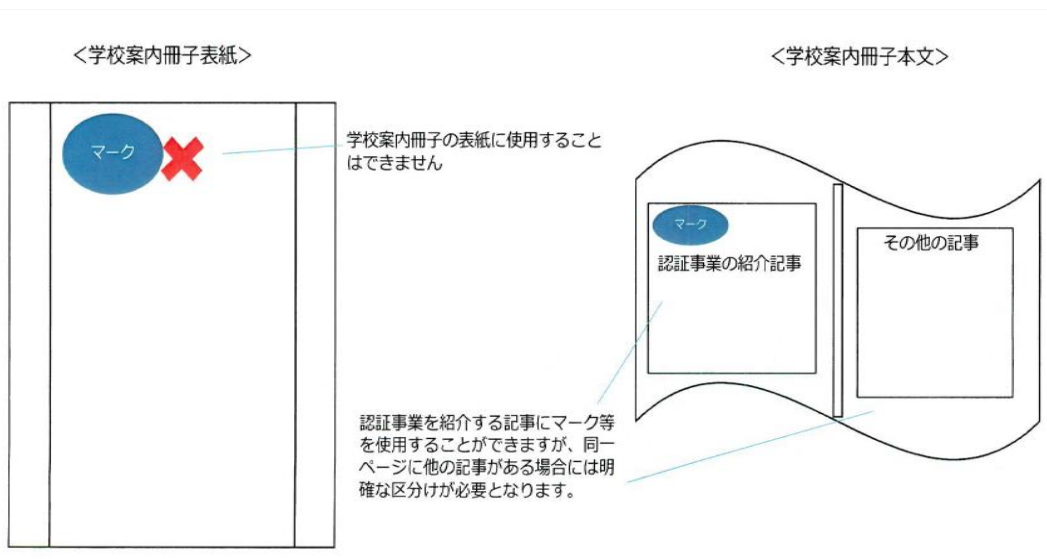


ーホームページ 認証事業に関するPR等を目的とした記事にマーク等を使用することができますが、同一ページに他の記事がある場合には明確な区分けが必要となります。なお、生徒募集、寄付金募集等の紹介を主とするページや、営利団体（オリンピック・パラリンピックのスポンサー企業以外）の広告に関する記述があるページには、認証事業に関する記事やマーク等を掲載することはできません。また、ホームページ上において、校章等の組織を表すマーク等と一体的に使用するなど、学校自体のマーク、名称として誤解されるような使用をすることはできません。



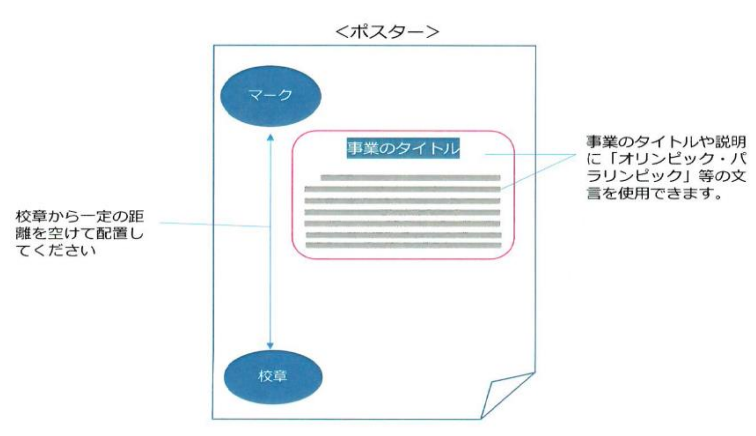
一 学校案内冊子

認証事業を紹介する記事にマーク等を使用することができますが、同一ページに他の記事がある場合には明確な区分けが必要となります。なお、生徒募集、寄付金募集等の紹介を主とするページや、営利団体（オリンピック・パラリンピックのスポンサー企業以外）の広告に関する記述があるページには、認証事業に関する記事やマーク等を掲載することはできません。また、学校案内冊子の表紙に使用したり、校章等の組織を表すマーク等と一体的に使用するなど、学校自体のマーク、名称として誤解されるような使用をすることはできません。



ーポスター

認証事業の告知にマーク等を使用することができます。なお、生徒募集、寄付金募集や、営利団体（オリンピック・パラリンピックのスポンサー企業以外）の広告に関する記述がある場合、認証事業に関する記載やマーク等を使用することはできません。また、校章等の組織を表すマークと一体的に使用するなど、学校自体のマーク、名称として誤解されるような使用をすることはできません。



IX. マーク等の使用申請

- ・対外的に発信する媒体にマーク等の使用を希望する場合には、個別にマーク等の使用申請を行い、組織委員会の承認を受ける必要があります（上記V参照）。他方で、マーク等の使用が「教育現場のみに限られる使用」（後述X参照）である場合には、個別にマーク等の使用申請を提出いただくことは不要です。
- ・申請は、所定の様式を組織委員会に書面にて提出していただきます。
- ・マーク等の無断使用、又は認証事業以外への使用その他本取扱基準を含む各種ガイドライン又は組織委員会の指示への違反があった場合には、認証の取消、マーク等の使用中止を求められます。

X. 「教育現場の使用」の範囲について

前述の「教育現場のみに限られる使用」の例示は、以下のとおりです。なお、ウェブサイト等、不特定多数の人々に公開される場合は、事前に組織委員会に申請してください。

- ・教材（プリント等。ウェブサイト等で公開されるものを除く）。
- ・学校行事（運動会、文化祭等）に関連して、学校内に掲示されるポスター、のぼり、横断

幕等。なお、事情により学校の敷地外で当該が行われる場合は、学校現場と同じ扱いとするが、その際、掲示物が、会場となる施設や施設を管理・運営する企業のPRに繋がらないよう、配慮すること。

- ・特定の対象者に向けた文書（地域や保護者に配布する学校便り等。なお、ウェブサイト等に掲載されるものを除く）。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

企画財務局 アクション&レガシー部

Tel : 0570-00-6620 (コールセンター)